

(様式 1-3)

相馬市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	地域水泳プール施設整備事業	事業番号	B-1-1
交付団体	相馬市		事業実施主体	相馬市	
総交付対象事業費	1,629,757 (千円)		全体事業費	1,629,757 (千円)	

事業概要

○事業の概要

原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした、市外へ避難した方が多数いるほか、自主避難を希望しているものの、経済的理由などにより、やむを得ず市内で居住している方、市内で居住している方でも、放射能への不安を抱えながら生活している住民が多数いる。

このような状況の中、市外へ避難している子育て世代等が、安心して運動・遊びを行わせることができる環境を整備することにより、相馬市への定住を促進し、かつ地域の復興を図ることを目的に、相馬市都市計画マスタープランにも位置づけられている、スポーツ施設の中核的基地となる相馬市光陽地区に、年間を通じ、かつ天候に左右されずに水泳ができることを目標とした屋内型地域水泳プール施設を整備する。

また、施設整備にあわせて、市外に避難している方に施設設置の趣旨や、その活用内容、及び原発事故への相馬市の対応策など、安心・安全な相馬市をPRするとともに、原発事故の影響により、深刻な問題となっている体力低下に対しては、市のみならず関係機関・団体と連携して各種運動教室等を行うことにより、運動機能の低下が著しい子どもの運動機会の確保を図り、相馬市の児童の原発事故前以上の体力向上に寄与する

【実施箇所】

相馬市光陽三丁目 2 番地の 18

【整備内容】

施設名：相馬市民プール(仮称)

施設内容：プール 約 3,800 m²(50m×8 コース 1,250 m²、幼児プール 130 m²、更衣室、救護室、事務室等)

※詳細は別添資料のとおり

事業量：基本・実施設計業務委託、地質調査業務委託、建築主体工事、電気・機械設備工事

事業着手：平成 25 年 7 月

オープン：平成 27 年 4 月予定

【事業目標】

当面の目標：各小学校で実施する体力テストにおいて、原発事故以前の水準までの回復を目指すとともに、体重増加に歯止めをかけることを目標とする。

今後の方針：学校対抗競技大会や学校別の記録会などを開催し、各自が設定した目標達成のため運動を実施させるとともに、競技者としても活躍できるような人材育成も目指す。

○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性(制度要綱第 5 の 4 の一)

※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。

〔相馬市総合計画〕第 3 編-第 3 章-第 3 節 子育て環境の整備

〔相馬市総合計画〕第 3 編-第 4 章-第 10 節 スポーツ・リクリエーション活動の充実

〔相馬市都市計画マスタープラン〕Ⅲ-第 1 章-1-4-(2) 土地利用の方針

〔相馬市教育振興基本計画〕第 4 章-第 3 節 多様なスポーツ施設の利活用の促進

〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 1 節-第 4 項 教育、子どもたちの成長

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障(制度要綱第 5 の 1)

原発事故の影響により相馬市を離れている子育て世代の人数は、把握できているだけでも 1,204 人(H24/10 時点 相馬市市民課・社会福祉課調べ)、全住民(37,817 人:H22 国勢調査)に対する割合として 3.18%となっている。また、把握した避難者以外にも、市で把握できていない避難者も多くいることが想定される。

また、相馬市の平成 23 年 3 月と平成 25 年 3 月を比較した人口減少率は 4.4 パーセントとなっており、うち 15 歳未満の子どもにあっては 7.35 パーセントも減少しており、原発事故さえなければ転出しなかった子育て世代がやむを得ず転出した結果、本市の高齢化率が 25 パーセントを超えてしまい、地域の活力が失われる恐れがある。

上記のような原因により人口流出となっているが、その影響により、市内小売業においては、子どもが消費する生活用品（菓子類など）の売り上げが減少するなど、市内経済にも悪影響が出ている。

農業においては、原発事故による放射能の影響により、本市全域において農産物の出荷への悪影響が大きく、原発事故前と比べ 50%程度の販売実績がない作物もあり、「作っても売れないため相馬では生活できない」と市外への避難を決定する世帯も多い。

水産業については壊滅的で、原発事故により操業をすべて自粛しており、本来 50 億円以上の水揚げがある漁業が、原発事故後 2 年間も水揚げ金額が皆無であり、今後の見通しも立たないため、これを契機に漁業から離れ、市外での転職を模索する人も出てきており、本市経済にとって大打撃となっている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第 5 の 1）

各学校で実施している児童・生徒の身体測定結果では、体重がすべての学年で、全国平均を上回っている。

小学生では 5 年男子 (2.6kg)、5 年女子 (2.0kg)、6 年男子 (3.3kg)。中学生では 2 年男子 (3.4kg)、2 年女子 (2.1kg) が体重増加が著しく、顕著な傾向が見られる。

これとあわせて、原発事故前と原発事故後に実施した体力テストの結果を見ると、筋力、柔軟性では、比較的变化が少ないが、走力、敏捷性などは原発事故前や全国平均と比較しても著しい低下が見られているため、これを回復するためには、震災前以上の運動機会の確保が必要である。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第 5 の 4 の二①）

本市においては、地震により市内全域において屋内運動施設に被害が生じているため、子どもたちをはじめとする全市民の運動活動の場が狭められているとともに、保護者が、放射能への不安から屋外（校庭、公園等）での運動に強い不安を感じており、屋外活動が自粛されている。

市内保育所、幼稚園、小学校においても、保護者から屋外活動を制限してほしい旨、強い要望があり、特に保育園では平成 24 年 8 月までは屋外での運動をしておらず、現在も屋外活動時間を制限されているため、子どもたちの運動の機会が失われている。

さらに、子どものための屋内運動設備がなければ安心して子育てが出来ないという市民の声が多数寄せられ、また、市議会においても、3 度にわたり一般質問で取り上げられる状態となっている。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

市内の小学校におけるプール施設 10 校の状況については、震災により損傷が激しく使用不能の状態であるプールが 2 校となっている。その 2 施設については、簡易プールのため災害復旧が適用されず、また財源も確保できないため、1 施設はやむを得ず解体し、1 施設は現状のまま閉鎖している。また他学校のプール施設 8 校については、2 校以外はすべて簡易プールであり、かつ震災の影響と老朽化により損傷が著しいものではあるが、改築する財源もなく、応急修理によりかろうじて使用できる状態にはしている。このような状態により、各学校における水泳授業には支障をきたしており、正規の授業ができる環境を整えるためには、相当の期間が必要であり、当面は授業の再開が困難な見通しである。

また、原発事故による放射能の影響により、保護者からの屋外活動自粛の要請による屋外での活動禁止や活動自粛により、プール施設の復旧への理解が得られないため、水泳の授業の約半分しか実施できない状況である。

あわせて、市が運営を行う既存の市民プールについても、震災による損傷が著しく応急修理による対応をしており、近い将来には、再建の必要があるものと考えている。

また、本市では、沿岸部に位置することから海水浴による体力の維持もあったが、原発事故による海水浴場の遊泳禁止措置により、水泳を行う場がない状態となっている。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

上記理由により、市内全域で活用する新たな施設を整備し、かつ、通年利用型の施設とすることで、震災により落ち込んでいる体力を原発事故以前の水準まで回復を目指すことが可能と思われる。

施設設置についても、当該施設整備予定地は、市所有の土地であり土地に関する経費が不要なこと、かつ早期着工が可能であり、土地使用に関する事前協議が不要なこと、さらに予定地の隣にゴミ処理施設である光陽クリーンセンターがあり、焼却による熱源の再利用が可能となっており、施設運営に関するランニングコストの軽減が可能であるため、持続的・効率的な事業運営が可能である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

当該場所は、本市のスポーツ・レクリエーション施設の中核的基地となっており、従来より市内全域の市民により利活用が図られてきている。

その場所に建設することで、従来と同様に広域利用が可能であると考えられる。

また、主たる使用目的である学校授業での利用計画については、小学生の総生徒数2,026人及び中学生の総生徒数1,097人がそれぞれ10日間の授業としての利用により年間延べ利用者は31,230人を見込んでいるものである。なお、学校授業については、3クラス約90人程度の同時利用による授業を想定しており、これは25mプール3個分に相当するものである。

また、授業以外では、夏季期間だけで7,000人程度以上（過去平均6,389人 既存相馬市民プールの実績による）の利用者が見込めるほか、市内海水浴場2箇所（利用者延べ 約40,000人）が閉鎖されていることから、夏季期間における一日の最大利用人数は500人程度（過去平均444人 既存相馬市民プールの実績による）見込まれ、これは25mプール2個分に相当し、年間を通して多く方の当該施設利用が考えられる。

なお、水泳の授業に関しては、利便性向上のため、市が所有するバスを利用した送迎を実施するほか、関係機関・団体と連携した気軽に利用できる環境整備を行う。

その他、主の目的として相馬市生徒児童の学校授業の水泳場所であることに加え、授業時間以外においても児童生徒のみならず、幼児、児童生徒の保護者と一緒の利活用や、その他市民、市外など広域的な利活用も考慮したプールとして、最大限活用していきたいと考えている。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

現段階においては、施設整備後、以下のメニューにより体力向上の取り組みを実施する予定である。

- ・水泳インストラクターによる水泳教室を開催
- ・専門指導員による、幼児を対象とした教室の開催
- ・各学校における水泳授業の実施

【効果の検証方法】

- ①体重測定における全国平均結果との比較検証
身体測定において、体重増加傾向が見られることから、継続的に全国平均値との比較を行い検証する。
- ②体力テストにおける全国平均結果との比較検証
体力テストにおいて、多くの項目が全国平均値を下回っている現状であり、上記と同様に検証を行う。
- ③プール活動における定期的なタイム測定
プール活動において、定期的にタイム測定を行い比較することで検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	地域水泳プール施設整備事業（外構工事）	事業番号	◆B-1-1-1
交付団体	相馬市	事業実施主体	相馬市		
総交付対象事業費	66,972	(千円)	全体事業費	66,972	(千円)

事業概要

○事業の概要

原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした、市外へ避難した方が多数いるほか、自主避難を希望しているものの、経済的理由などにより、やむを得ず市内で居住している方、市内で居住している方でも、放射能への不安を抱えながら生活している住民が多数いる。

このような状況の中、市外へ避難している子育て世代等が、安心して運動・遊びを行わせることができる環境を整備することにより、相馬市への定住を促進し、かつ地域の復興を図ることを目的に、相馬市都市計画マスタープランにも位置づけられている、スポーツ施設の中核的基地となる相馬市光陽地区に、年間を通じ、かつ天候に左右されずに水泳ができることを目標とした屋内型地域水泳プール施設を整備する。

また、施設整備にあわせて、市外に避難している方に施設設置の趣旨や、その活用内容、及び原発事故への相馬市の対応策など、安心・安全な相馬市をPRするとともに、原発事故の影響により、深刻な問題となっている体力低下に対しては、市のみならず関係機関・団体と連携して各種運動教室等を行うことにより、運動機能の低下が著しい子どもの運動機会の確保を図り、相馬市の児童の原発事故前以上の体力向上に寄与する

【実施箇所】

相馬市光陽三丁目 2 番地の 18

【整備内容】

事業名：相馬市民プール(仮称)外構工事

事業内容：外構工事（駐車場整備、取付道路工、フェンス設置、その他（植栽、駐輪場等））

事業量：基本・実施設計業務委託、本工事

事業着手：平成 25 年 7 月

事業完了：平成 27 年 3 月予定

○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一）

※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。

〔相馬市総合計画〕第 3 編-第 3 章-第 3 節 子育て環境の整備

〔相馬市総合計画〕第 3 編-第 4 章-第 10 節 スポーツ・リクリエーション活動の充実

〔相馬市都市計画マスタープラン〕Ⅲ-第 1 章-1-4-(2) 土地利用の方針

〔相馬市教育振興基本計画〕第 4 章-第 3 節 多様なスポーツ施設の利活用の促進

〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 1 節-第 4 項 教育、子どもたちの成長

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第 5 の 1）

原発事故の影響により相馬市を離れている子育て世代の人数は、把握できているだけでも 1,204 人（H24/10 時点 相馬市市民課・社会福祉課調べ）、全住民（37,817 人：H22 国勢調査）に対する割合として 3.18%となっている。また、把握した避難者以外にも、市で把握できていない避難者も多くいることが想定される。

また、相馬市の平成 23 年 3 月と平成 25 年 3 月を比較した人口減少率は 4.4 パーセントとなっており、うち 15 歳未満の子どもにあっては 7.35 パーセントも減少しており、原発事故さえなければ転出しなかった子育て世代がやむを得ず転出した結果、本市の高齢化率が 25 パーセントを超えてしまい、地域の活力が失われる恐れがある。

上記のような原因により人口流出となっているが、その影響により、市内小売業においては、子どもが消費する生活

用品（菓子類など）の売り上げが減少するなど、市内経済にも悪影響が出ている。

農業においては、原発事故による放射能の影響により、本市全域において農産物の出荷への悪影響が大きく、原発事故前と比べ50%程度の販売実績がない作物もあり、「作っても売れないため相馬では生活できない」と市外への避難を決定する世帯も多い。

水産業については壊滅的で、原発事故により操業をすべて自粛しており、本来50億円以上の水揚げがある漁業が、原発事故後2年間も水揚げ金額が皆無であり、今後の見通しも立たないため、これを契機に漁業から離れ、市外での転職を模索する人も出てきており、本市経済にとって大打撃となっている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

今回、運動機会の確保を図り、子どもたちの体力向上に資するため基幹事業で整備するプールについては、広域的に利用される施設であるため、遠方から来られる方もおり、市が用意するバスのみならず、保護者等が送迎のために使用する自家用車での利用も想定されるため、今回効果促進事業として実施する駐車場や駐輪場等の外構は、プール施設にとっては必要不可欠な機能であると考えている。

また、駐車場、駐輪場を整備することによって、施設単体よりもより以上利用し易くなり、利便性、活用性が向上する効果も見込めるものであると考えられる。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

本市においては、地震により市内全域において屋内運動施設に被害が生じているため、子どもたちをはじめとする全市民の運動活動の場が狭められているとともに、保護者が、放射能への不安から屋外（校庭、公園等）での運動に強い不安を感じており、屋外活動が自粛されている。

市内保育所、幼稚園、小学校においても、保護者から屋外活動を制限してほしい旨、強い要望があり、特に保育園では平成24年8月までは屋外での運動をしておらず、現在も屋外活動時間を制限されているため、子どもたちの運動の機会が失われている。

さらに、子どものための屋内運動設備がなければ安心して子育てが出来ないという市民の声が多数寄せられ、また、市議会においても、3度にわたり一般質問で取り上げられる状態となっている。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

市内の小学校におけるプール施設10校の状況については、震災により損傷が激しく使用不能の状態であるプールが2校となっている。その2施設については、簡易プールのため災害復旧が適用されず、また財源も確保できないため、1施設はやむを得ず解体し、1施設は現状のまま閉鎖している。また他学校のプール施設8校については、2校以外はすべて簡易プールであり、かつ震災の影響と老朽化により損傷が著しいものではあるが、改築する財源もなく、応急修理によりかろうじて使用できる状態にはしている。このような状態により、各学校における水泳授業には支障をきたしており、正規の授業ができる環境を整えるためには、相当の期間が必要であり、当面は授業の再開が困難な見通しである。

また、原発事故による放射能の影響により、保護者からの屋外活動自粛の要請による屋外での活動禁止や活動自粛により、プール施設の復旧への理解が得られないため、水泳の授業の約半分しか実施できない状況である。

あわせて、市が運営を行う既存の市民プールについても、震災による損傷が著しく応急修理による対応をしており、近い将来には、再建の必要があるものと考えている。

また、本市では、沿岸部に位置することから海水浴による体力の維持もあったが、原発事故による海水浴場の遊泳禁止措置により、水泳を行う場がない状態となっている。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

当該場所は、本市のスポーツ・レクリエーション施設の中核的基地となっており、従来より市内全域の市民により活用が図られてきている。そのような中で、本事業の外構工事における駐車場等については、広域的に利用される施設であり遠方から来られる方もおり、市が用意するバス（4台を想定）のみならず、保護者等が送迎のために使用する自家用車での利用も想定されるため、保護者等の来場者想定を利用者数の2倍（200名）から算定し、1台に2名ずつ乗車してくるとして、最大100台の駐車スペースが必要と考えている。

しかし、全体敷地面積が限られているため、学校授業の送迎用バス用駐車スペース（4台分）を除いた分を乗用車用

駐車場（61台分）として確保し、不足する分については、周辺施設でカバーすることとしている。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

今回、運動機会の確保を図り、子どもたちの体力向上に資するため基幹事業で整備するプールについては、市内小中学校全生徒が水泳授業として活用できるようにする施設であり、かつ幼児から高齢者までの幅広い年齢層や相馬市のみならず市外から広く利用が見込まれるものと考えられる。

基幹事業で整備するプールについては、上記のように広域的な活用が見込まれるが、多くの方の移動手段としては、送迎バスや保護者等が運転する自家用車、児童生徒が利用する自転車が主なものであり、その受け入れのための施設整備を実施することが広域的な活用のためには必要不可欠である。

については、広域的な利用者の利便性、活用性が向上するため、駐車場等の外構工事を実施する必要があると考える。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

現段階においては、施設整備後、以下のメニューにより体力向上の取り組みを実施する予定である。

- ・水泳インストラクターによる水泳教室を開催
- ・専門指導員による、幼児を対象とした教室の開催
- ・各学校における水泳授業の実施

【効果の検証方法】

①体重測定における全国平均結果との比較検証

身体測定において、体重増加傾向が見られることから、継続的に全国平均値との比較を行い検証する。

②体力テストにおける全国平均結果との比較検証

体力テストにおいて、多くの項目が全国平均値を下回っている現状であり、上記と同様に検証を行う。

③プール活動における定期的なタイム測定

プール活動において、定期的にタイム測定を行い比較することで検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	B-1-1
事業名	地域水泳プール施設整備事業
交付団体	相馬市
基幹事業との関連性	
今回整備する外構（駐車場、フェンス、取付道路）については、プール施設の機能として、必要不可欠な施設であると考えております。	
来場者が車で来る際の入り口、駐車スペース、危険防止のためのフェンスは、プール施設整備と同時期に実施する必要があるため、今回基幹事業と関連して事業を実施するものであります。	